

引地川流域総合治水対策協議会設置要領（案）

（協議会の設置）

第1条 流域の急激な都市化の進展と流域の開発に伴い、治水安全度の低下が著しい引地川において、治水施設の整備を積極的に進めるとともに、流域の開発計画、土地利用計画等の調整を図りつつ、流域の持つ保水・遊水機能の適正な維持、確保等の総合的な治水対策を講ずるため、引地川流域総合治水対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、引地川流域総合治水対策の効率的かつ円滑な実施を図るため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定、流域水害対策計画の策定と実施、流域治水の計画的な推進に関する協議を行うものとする。

（協議会の組織）

第3条 協議会は、座長及び委員をもって組織する。

2 座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部長とする。

3 委員は、別表1に掲げる者とする。

4 座長は、必要があるときは、協議会に委員以外の者の参加を求めることができる。

（幹事会）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。

- 3 幹事会は、協議会の協議事項について、あらかじめ協議を行い協議会の円滑な運営に資するものとする。
- 4 幹事会の座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課長とする。
- 5 幹事会の座長は、必要があるときは幹事会に2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(作業部会)

第5条 協議会に作業部会を置くことができるものとする。

- 2 幹事会の座長は、協議会の円滑な運営に資するため、協議会の協議事項に応じて、必要な関係部局からなる作業部会を設置し、協議会の協議事項について、専門的調査、検討を行う。
- 3 作業部会の座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課調査グループのグループリーダーとする。
- 4 作業部会の座長は、必要があるときは作業部会の構成員以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会、幹事会及び作業部会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課に置く。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほかは、協議会にはかり、定めるものとする。

附 則 この要領は、昭和55年11月7日から施行する。

附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成 22 年 10 月 28 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 3 年 2 月●日から施行する。

引地川流域総合治水対策協議会

別表 1

○ 印は座長

- 藤 沢 市 : 企画政策部長、防災安全部長、経済部長
計画建築部長、都市整備部長、道路河川部長
下水道部長
- 茅ヶ崎市 : 市民安全部長、建設部長、都市部長、下水道河川部長
- 大 和 市 : 市長室長、政策部長、環境農政部長
街づくり計画部長、都市施設部長
- 海老名市 : 市長室長、まちづくり部長
- 座 間 市 : 市長室長、企画財政部長、都市部長、上下水道局長
- 綾 瀬 市 : 市長室長、経営企画部長、都市部長、土木部長
産業振興部長
- 神 奈 川 県 : くらし安全防災局防災部長
環境農政局総務室長、緑政部長、農政部長
県土整備局都市部長、道路部長、○河川下水道部長
建築住宅部長

以上 28 名

[] は座長、○印は各市の窓口を示す。

組織名	幹 事 会	
	部 局 名	職 名
藤 沢 市	企画政策部 <u>防災安全部</u> 経済部 計画建築部 都市整備部 道路河川部 下水道部	企画政策課長 <u>防災政策課</u> 農業水産課長 建設総務課長、都市計画課長、開発業務課長 都市整備課長、公園課長、みどり保全課長 ○河川水路課長 下水道総務課長
茅ヶ崎市	<u>市民安全部</u> 建設部 都市部 農業委員会事務局 下水道河川部	<u>防災対策課長</u> 道路管理課長 開発審査課長 農業委員会事務局長 ○下水道河川建設課長、下水道河川管理課長
大 和 市	<u>市長室</u> 政策部 環境農政部 街づくり計画部 都市施設部	<u>危機管理課長</u> 総合政策課長 農政課長 街づくり総務課長、街づくり計画課長 ○都市施設総務課長、 道路・河川管理課長 下水道施設課長
海老名市	<u>市長室</u> まちづくり部	<u>危機管理課長</u> ○下水道課長、 <u>都市計画課長</u>
座 間 市	<u>市長室</u> 企画財政部 都市部 上下水道局	<u>危機管理課長</u> 企画政策課長 都市計画課長 ○下水道施設課長
綾 瀬 市	<u>市長室</u> 経営企画部 産業振興部 都市部 土木部	<u>危機管理課長</u> 企画課長 農業振興課長 都市計画課長 建築課長 ○下水道課長
神 奈 川 県	<u>くらし安全防災局</u> 環境農政局 " " 県土整備局 " " "	<u>防災部：災害対策課長</u> 総務室：企画調整担当課長 <u>緑政部：森林再生課長</u> 農政部：農地課長 都市部：都市計画課長、都市整備課長 都市公園課長 <u>道路部：道路企画課長</u> 河川下水道部：[河川課長]、 <u>砂防海岸課長</u> 下水道課長 建築住宅部：住宅計画課長、建築指導課長 藤沢土木事務所長 厚木土木事務所東部センター所長

以上

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、引地川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、以下の取り組みを実施していくことで、年超過確率1/10（時間雨量約60mm）の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・護岸整備、河道拡幅
- ・河道掘削、
- ・洪水調節施設整備
- ・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
- ・防災調節池、浸透ます、浸透管の整備
- ・透水性舗装の整備
- ・住宅等における各戸貯留対策
- ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ 等

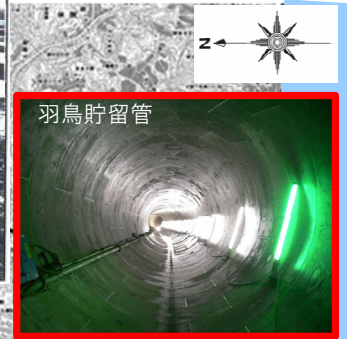
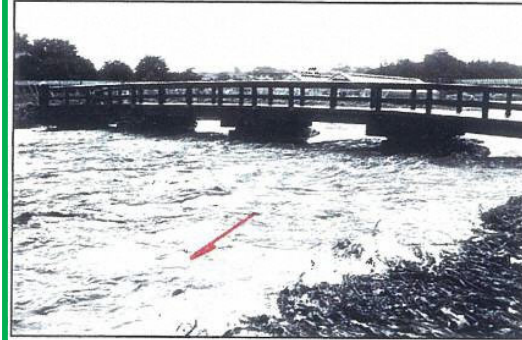
■ 被害対象を減少させるための対策

- ・土地の水災害リスク情報の充実 等

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置
- ・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成
- ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
- ・想定最大規模降雨による洪水を対象とした洪水ハザードマップの策定、周知、活用
- ・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成および避難訓練の実施
- ・マイ・タイムラインの取組推進
- ・防災教育や防災知識の普及
- ・水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組 等

昭和51年9月 台風17号
(藤沢市 大庭鷹匠橋 (旧北の谷橋) 付近)



南林間雨水調整池

護岸整備、河道掘削
河道拡幅

護岸整備、河道掘削、河道拡幅
洪水調節施設整備

下土棚遊水地整備

河道掘削



下土棚遊水地
(建設中)

河道掘削

凡 例

- 流域界
- 指定区間
- 雨水貯留施設(実施済)

※ 具体的な対策内容については、今後、調査・検討等により変更となる場合がある。
 ※ 河川管理上必要な河道掘削や樹木伐採を適宜実施する。
 ※ 藤沢市計画分の貯留施設については、現在見直し中のため図示していない。

位置図

神奈川県

引地川

資料2

5 0 5 20 km

二級水系
流域治水プロジェクト

引地川水系 流域治水プロジェクト【工程表】

(案)

神奈川県

～ 流域の市街化が著しい都市河川における流域治水 ～

- 引地川では、流域水害対策計画に係る浸水被害対策をベースに、県、市が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
 - 【短期】 河川における対策として、下土棚遊水地に引き続き、上流の新規洪水調節施設整備に向けた検討に着手する。また、引地川と蓼川の合流点付近の護岸整備・河道拡幅を完成させるとともに、順次河床掘削を進める。
 - 【中期】 引地川・蓼川合流点付近上流区間の護岸整備・河道拡幅を進めるとともに、引き続き河道掘削を進める。また、新規洪水調節施設の用地取得および工事に着手。
 - 【中長期】 引き続き、引地川・蓼川の上流部の護岸整備・河道拡幅を進めるとともに、新規洪水調節施設の完成を目指す。
- あわせて、流域の市街地率が7割を越えてなお市街化が進行している状況を踏まえ、内水被害軽減対策（雨水貯留施設の新設等）及び市街化の進展に伴う雨水流出量の増大を抑制する雨水貯留浸透施設整備の推進等の流域における対策、タイムラインの活用等のソフト対策を実施。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	護岸整備、河道拡幅	神奈川県	中流部(引地川・蓼川藤沢市域)		護岸整備・河道拡幅の完了箇所から順次実施
	護岸整備、河道拡幅	神奈川県	上流部(引地川大和市域、蓼川綾瀬市域)		
	流下能力を向上させる河道掘削	神奈川県	引地川の河道整備と合わせて実施		
	洪水調節施設整備	神奈川県			
	準用河川における河道整備	藤沢市、綾瀬市	準用河川(一色川)		
			準用河川(比留川)		
	下水道等の排水施設・雨水貯留施設、排水機場等の整備	藤沢市			
	防災調節池、浸透ます、浸透管の整備	神奈川県、流域6市	引地川流域水害対策計画に基づく公共対策として推進		
一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留施設等の設置義務づけ	神奈川県、流域6市	引地川特定都市河川流域内の法規制によるもの			
被害対象を減少させるための対策	土地の水災害リスク情報の充実	神奈川県			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置(神奈川県)		
	避難体制等の強化	神奈川県・流域6市	大規模氾濫減災協議会における取組方針の設定		

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

※流域6市: 藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市